

学校いじめ防止基本方針

大阪府立市岡高等学校

平成30年4月1日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の基本的な考え方

1 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条には、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

(2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様があります。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があり、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければなりません。

そして、具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられます。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、「いじめ」であるため、いじめ対策組織への情報共有は当然必要です。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があります。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要です。

2 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に粘り強く取り組むことが必要です。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめ防止のためには、学校だけでなく、地域社会全体が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、地域協働の活動を通じて、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切です。

3 いじめ防止等に関する措置

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もあります。いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、

それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大事です。

しかし、未然防止の取組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難なことです。したがって、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要です。

そのためには、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気付く力を高めることが必要です。また、子供たちが、気がねなく相談できる環境を整えるとともに、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことも大切です。

第2章 学校が実施する施策

1 いじめ防止等の対策のための組織

法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織として、「いじめ防止及び対策委員会」（以下、「委員会」という）を置きます。

委員会を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校として組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図ります。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等のいじめに関する通報及び相談体制を整備した場合、児童生徒から活用されるよう、その取組を積極的に周知する必要もあります。

委員会は以下の役割を担うものとします。

【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。(PDCA サイクルの実行を含む。)

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

ア 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが必要です。

とりわけ学校では、児童生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していくことが必要です。

イ いじめ防止年間計画〈次P〉

(2) いじめの早期発見

ア 小さな変化を見逃さない

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあります。小さな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持つことが何より大事です。定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えなければなりません。

イ 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。

2- (1) -イ いじめ防止年間計画 基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

月	1年次	2年次	3年次	学校全体
4月	保護者・生徒への各相談窓口周知 高校生活支援カードにより生徒状況集約 アサーショントレーニング	保護者・生徒への各相談窓口周知 人権HR（友達といじめについて考える） アサーショントレーニング	保護者・生徒への各相談窓口周知 人権HR（社会と差別について考える） アサーショントレーニング 校外学習	第1回いじめ防止及び対策委員会（年間計画の確認） 全学年の生徒・保護者への相談窓口周知 学校いじめ防止基本方針のHP・更新
5月	*総学（校外学習～地域を学ぶ～防災と共助）	校外学習（互いに認めあう集団づくり） 総学（コミュニケーションスキル）	HR（ストレスコントロールを学ぶ）	PTA 総会での学校いじめ防止基本方針の趣旨説明
6月	体育祭 保護者懇談週間	体育祭 保護者懇談週間	体育祭 保護者懇談週間	
7月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」 夏期休暇中の懇談・面談 文化祭	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」 夏期休暇中の懇談・面談 文化祭	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」 夏期休暇中の懇談・面談 文化祭	アンケート回収箱の設置 第2回いじめ防止及び対策委員会（進捗状況の確認）
9月	総学（多様性に学ぶ） 総学（ESDについて） 職業ガイダンス（社会性の育成）	総学（防災と共助） 修学旅行（ともに学ぶ喜びを分かちあ）		
10月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」 HR（SNS上でのいじめを考える）	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」	アンケート回収箱の設置 第3回いじめ防止及び対策委員会（進捗状況の確認と取組みの検証）
11月	冬期期間中の懇談・面談	冬期期間中の懇談・面談	卒業式	
12月	総学（市岡の主張～互いを知り認め合うことの大切さを学ぶ）	人権HR（人間の尊厳について考える）		第4回いじめ防止及び対策委員会（年間の取組みの検証）
1月				
2月				
3月				

(*総学…「総合的な学習の時間」)

(3) いじめへの対処

ア 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先です。

関係者で緊密に連携した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実関係の確認を行います。

「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用するなど、府教育庁や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、学校として対応していきます。

イ いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要です。停学などの懲戒も含め、いじめた児童生徒には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えなければなりません。また、この際、大切なことはいじめた児童生徒の保護者との連携です。事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めることが大切です。

いじめた児童生徒自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合があります。

いじめた児童生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の児童生徒との話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、成長支援の観点で踏まえ規範意識や社会性を育成していかなければなりません。また、必要に応じて警察や福祉機関との連携による指導も必要です。

ウ 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした児童生徒の中にも様々な思いを抱えている子どもたちがいます。いじめを受けたものの立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければなりません。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であること理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要です。

(4) いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態の意味について

全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起っています。

こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないことがないよう対策を講じる必要があります。

そのため、府、府教育庁、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要があります。

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例)・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

○ いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長・准校長は直ちに学校の設置者（府教育庁または学校法人等）に報告し、学校の設置者は、速やかに知事に事態発生について報告を行います。

府立学校 → 府教育庁 → 知事（本校はこちらに該当）

私立学校 → 学校法人等 → 府教育庁 → 知事

3 調査の主体と組織

府教育庁は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断します。

（1）本校が主体となって調査を行う場合

委員会が調査を行います。府教育庁は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

（2）府教育庁が主体となって行う場合

本校が主体となる調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、府教育庁が調査を行います。

府教育庁が行う場合は、庁内に設置された附属機関「大阪府立学校いじめ防止対策審議会」が行います。

4 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行います。本校が主体となって調査を実施した場合は、府教育庁を通じて知事に報告します。また、府教育庁が主体となった場合も、府教育庁が、知事に報告します。また、府教育庁は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。